

(2) 融資・金融支援

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	資金名等	概要	対象者	限度額	融資(据置) 期間	融資利率	信用保証	参考URL	問合せ先
1	県央	行政	宇都宮市	準備段階	街づくり活性化創業資金（一般創業資金）	制度融資	市内に1年以上居住している方又は中小企業者で次のいずれかに該当する方 ①同一業種の企業に5年間以上勤務している従業員(創業のため退職して1年未満の方を含む。)で、その技術、経験を活かして市内で創業しようとする方 ②法律に基づく資格を有し、その資格を活かして市内で創業しようとする方 ③市内で新たに事業を開始した中小企業者で1年未満の方 ④事業転換又は新分野に進出を図る中小企業者で、市内に1年以上事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる方	設備 1,000万円 (所要経費の80%以内) 運転 1,000万円 併用は2,000万円まで	設備 7年以内(1年以内) 運転 5年以内(1年以内)	5年以内 1.8% 7年以内 1.9%	保証付き	https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/sangyo/chushokigyo/1006842.html	【担当部署】 商工振興課 【電話】 028-632-2434 【メール】 u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp
2	県央	行政	宇都宮市	準備段階	街づくり活性化創業資金（新事業創出資金）	制度融資	(1)市内に居住する事業を営んでいない方で、借入金額の1/3以上の自己資金を有し、次のいずれかに該当する方 ① 1か月以内に市内で新たに事業を開始する具体的な計画を有する方 ② 2か月以内に市内に新たに会社を設立し、当該会社が市内で事業を開始する具体的な計画を有する方 (2)経営資源を活かし、分社化(事業の全部又は一部を継続しつつ、市内に新たに法人を設立し、当該法人が市内で事業を開始する具体的な計画を有すること。)しようとする中小企業者(法人)で、市内に1年以上事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる方	設備 1,000万円 (所要経費の80%以内) 運転 1,000万円 併用は2,000万円まで	設備 7年以内(1年以内) 運転 5年以内(1年以内)	5年以内 1.8% 7年以内 1.9%	保証付き	https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/sangyo/chushokigyo/1006843.html	【担当部署】 商工振興課 【電話】 028-632-2434 【メール】 u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp
3	県南	行政	足利市	準備段階	独立開業資金	制度融資	創業希望者 新規開業者 (市内で事業を開始し1年未満のものも含む)	運転・設備 合計500万円	運転、設備 いずれも5年以内（1年以内）	1.6% ※利用者が女性の 場合は1.4%	保証付き	https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industory/000058/000306/000707/p002654.html	【担当部署】 商業にぎわい課 商業・労働福祉担当 【電話】 0284-20-2159 【メール】 shougyou@city.ashikaga.lg.jp
4	県南	行政	栃木市	準備段階	中小企業創業資金	市内で新たに創業する者や事業転換を行う中小企業者の資金調達を支援するための制度融資。	創業者、中小企業者	500万円	5年以内(6月以内)	1.6% ※申込人(法人の場合は、その代表者)が女性または若者(融資実行日時点の年齢が40歳未満)である場合は、0.2%引下げ	保証付き	https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/32/14010.html	【担当部署】 商工振興課 【電話】 0282-21-2372 【メール】 syoukou01@city.tochigi.lg.jp
5	県央	行政	鹿沼市	準備段階	創業資金	制度融資	市内で創業する者、業歴1年未満の中小企業者、業種転換及び新分野進出をする中小企業者	個人・法人500万円 組合 2,000万円	運転・設備 5年以内(6ヶ月以内)	3年以内1.75% 5年以内1.85% ※本市から特定創業支援証明を受けた場合には、さらに0.1%引下げ	市内で創業する者、業歴1年未満の中小企業者、業種転換及び新分野進出をする中小企業者	https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0248/info-0000001187-1.html	【担当部署】 産業振興課 【電話】 0289-63-2182 【メール】 sangyou@city.kanuma.lg.jp
6	県央	行政	真岡市	準備段階	創業資金	制度融資	市内に事業所を開設する小規模事業者	500万円 (運転・設備)	5年以内（据置6か月以内）	年1.5%	保証付き	https://www.city.moka.lg.jp/kakuka/shokokanko/gyomu/kategoribetu/kigyousien/1978.html	【担当部署】 商工観光課 【電話】 0285-83-8134 【メール】 syoukou@city.moka.lg.jp
7	県北	行政	大田原市	準備段階	創業支援資金	制度融資	①市内に創業しようとしているもの、または市内に創業後1年未満の中小企業者 ②創業計画および返済能力が確実であると認められるもの ③栃木県信用保証協会の保証が受けられるもの	500万円以内	5年以内（6か月以内）	年 1.7%	全額補助	https://www.city.ohawara.tochigi.jp/docs/2017040500016/#5	【担当部署】 商工観光課 【電話】 0287-23-8709 【FAX】 0287-23-8697 【メール】 syoukou@city.ohawara.tochigi.jp

(2) 融資・金融支援

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	資金名等	概要	対象者	限度額	融資(据置)期間	融資利率	信用保証	参考URL	問合せ先
8	県北	行政	矢板市	準備段階	創業資金	制度融資	市内で開業し、下記の要件のいずれかを満たす者 ①市の指定する特定創業支援事業のいずれかを修了し創業する者 ②同一企業で5年以上勤務し、退社後1年未満であり、その業種または関連業種で独立開業する者 ③法律に定めのある資格を取得し、その資格を生かした業種で創業しようとする者 ④1年以上市内で同一業種を営み、現在の事業を転換または新たな分野の事業を開始する者 ⑤①～④のいずれかに該当し、創業1年未満の者	500万円	運転5年以内（6ヶ月以内） 設備7年以内（6ヶ月以内）	1年以上3年以内 1. 6% 3年を超え5年以内 1. 8% 5年を超え7年以内 2. 0%	保証付き	https://www.city.yaita.tochigi.jp/soshiki/syoutoku/seidoyuushi.html	【担当部署】 商工観光課 【電話】 0287-43-6211 【メール】 kankou@city.yaita.tochigi.jp
9	県北	行政	那須塩原市	準備段階	創業支援資金	制度融資	市内で創業しようとする方、又は市内に事業所を有し、創業して1年未満の中小企業者	500万円以内	3年以内 3年を超え5年以内	1.5(1.4)% 1.7(1.6)% ※認定特定創業支援等事業の証明を受けた者は0.1%引き下げ ※UIJカ→创业者は0.1%引き下げ ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内で創業する方は0.1%引き下げ	・栃木県信用保証協会の保証付き（保証料は全額補助）	https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/shoko/shokogyo/1/seido_yuusi/2760.html	【担当部署】 商工振興課 【電話】 0287-62-7154 【メール】 shoukou@city.nasushiobara.tochigi.jp
10	県北	行政	那須烏山市	創業初期	創業資金	制度融資	市内に事業所を有し、新たに事業を開始してから1年未満の中小企業者	500万円	7年以内（据置1年以内）	3年以内1.6% 5年以内1.8% 7年以内2.0%	保証付き	http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/page/page000532.html	【担当部署】 商工観光課 【電話】 0287-83-1115 【メール】 shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp
11	県北	行政	さくら市	準備段階	創業資金	制度融資	創業者	運転・設備 500万円	運転・設備 7年以内	3年以内 1.8% 5年以内 2.0% 7年以内 2.2%	保証付き	https://www.city.y.tochigi-sakura.lg.jp/business/000042/000250/p000850.html	【担当部署】 商工観光課 【電話】 028-686-6627 【メール】 syoukoukankou@city.tochigi-sakura.lg.jp
12	県南	行政	下野市	準備段階	創業資金	制度融資	創業予定者、創業後1年未満の中小企業者	1,000万円 （うち運転資金500万円）	7年以内（6か月以内）	3年以内1.4%以内 5年以内1.6%以内 7年以内1.8%以内 ※下野市の認定特定創業支援証明書取得者（有効期限内に限る）は0.1%減	保証付き（保証料は全額補助） ※事業者選択型経営者保証非提供制度の適用による保証料上乗せ相当額は補助対象外	https://www.city.y.shimotsuke.lg.jp/2003/info-0000001886-3.html	【担当部署】 商工観光課 【電話】 0285-32-8907 【メール】 syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp
13	県南	行政	下野市	準備段階	女性起業家創業資金	制度融資	・創業予定者、創業後1年未満の中小企業者 ・代表者が女性であること	1,000万円 （うち運転資金500万円）	7年以内（6か月以内）	※事業者選択型経営者保証非提供制度の適用による保証料上乗せ相当額は補助対象外	保証付き（保証料は全額補助） ※事業者選択型経営者保証非提供制度の適用による保証料上乗せ相当額は補助対象外	https://www.city.y.shimotsuke.lg.jp/2003/info-0000001886-3.html	【担当部署】 商工観光課 【電話】 0285-32-8907 【メール】 syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp
14	県央	行政	上三川町	全段階	創業支援資金	制度融資	・創業希望者 ・創業1年未満の商工業者	500万円	5年以内（1年以内）	3年以内1.4% 5年以内1.6%	保証付き ※信用保証料及び利子の補助あり	https://www.town.kaminokawa.lg.jp/0157/info-0000000705-0.html	【担当部署】 商工課 【電話】 0285-56-9150 【メール】 syoukou01@town.kaminokawa.lg.jp

(2) 融資・金融支援

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	資金名等	概要	対象者	限度額	融資(据置)期間	融資利率	信用保証	参考URL	問合せ先
15	県央	行政	益子町	創業初期	益子町中小企業振興資金融資制度起業資金	益子町内において起業する者に必要な運転資金及び設備資金を補助	特定認定創業支援事業を修了した者	500万円	5年以内（うち据置期間1年以内）	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% ※対象者がUターン起業者の場合は0.1%引き下げ	全額補助	https://www.town.mashiko.lg.jp/page/page000342.html	【担当部署】益子町産業建設部観光商工課 【電話】0285-72-8845 【メール】kankou@town.mashiko.lg.jp
16	県央	行政	市貝町	創業初期	市貝町創業支援資金	町内で新たな事業を開始する個人または法人で、利率を補助する。	町内で新たな事業を開始する個人または法人で、町税の滞納がないこと	500万円	5年以内	1%	全額補助	https://www.town.ichikai.tochigi.jp/info/1144	【担当部署】産業振興課 【電話】0285-68-1118 【メール】kankou@town.ichikai.lg.jp
17	県央	行政	芳賀町	創業初期	芳賀町中小企業振興資金	事業所の運転資金、設備資金に対して融資及び保証料と利子の補助を行う。	町内に事業所を有し、現在の事業を1年以上営む小規模企業者	運転1,000万円 設備1,000万円 双方の場合1,500万円	運転5年以内 設備7年以内	5年以内1.5% 5年超7年以内1.6%	保証付	https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/syoutoukou/youushi.html	【担当部署】商工観光課 【電話】028-677-6018 【メール】syoutoukou@town.tochigi-haga.lg.jp
18	県南	行政	壬生町	準備段階	創業資金	制度融資	創業者	500万円	5年以内（6か月以内）	1.9%	保証付き	http://www.town.mibu.tochigi.jp/docs/2014120300122/	【担当部署】商工観光課商工振興係 【電話】0282-81-1845 【メール】keizai@town.mibu.tochigi.jp
19	県南	行政	野木町	準備段階	野木町中小企業振興資金	制度融資（創業支援資金）	創業しようとする者 創業後1年未満の者 （詳細は町ホームページに記載）	運転 500万円 設備 500万円	運転 7年以内（6か月以内） 設備 10年以内（6か月以内）	3年以内 1.5% 5年以内 1.7% 7年以内 1.9% 10年以内 2.1%	保証付き	https://www.town.nogi.lg.jp/business/jigyousya_shien/page002898.html	【担当部署】産業振興課 【電話】0280-57-4153 【メール】sangyou@town.nogi.lg.jp
20	県南	行政	野木町	準備段階	野木町スタートアップ支援補助金	野木町で新たに事業を創業する者に対し、事業開始に係る初期費用の一部を補助する。	次のすべての条件を満たす者 ①補助金の交付の決定を受けた後、当該事業を3年以上継続する者 ②野木町商工会からスタートアップ事業に関しての指導を複数回受けた者 ③野木町商工会に加入する者 ④本町に納めるべき町税を滞納していない者	①町内の事業所の取得、改修等に要する経費（建物等の改修に要する経費にあつては、町内で事業を営む事業者が施工するものに限る。） ②事業の用に供する機械設備、備品等の購入に要する経費 ③パンフレットの作成、広告の掲載、ホームページの作成等の広告宣伝に要する経費 ④経営相談、税務相談、法律相談等に要する経費 ⑤町内の事業所を賃借するための経費（契約日の属する月から3月分を上限とし、敷金、礼金、駐車場費、共益費、光熱水費等を除く経費とする。）	補助対象経費の1/2	50万円		https://www.town.nogi.lg.jp/business/business_news/page007101.html	【担当部署】産業振興課 【電話】0280-57-4153 【メール】sangyou@town.nogi.lg.jp

(2) 融資・金融支援

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	資金名等	概要	対象者	限度額	融資(据置)期間	融資利率	信用保証	参考URL	問合せ先
21	県北	行政	高根沢町	創業初期	高根沢町中小企業振興資金融資制度	制度融資	町内で事業を営む、資本金2,000万円以下又は、常時雇用する従業員が20人以下の法人もしくは個人で、町税に未納がないこと。(バー・キャバレー等の遊技場及び金融業を除く)	・運転 2,000万円 ・設備 3,000万円	・運転7年以内 (1年以内) ・設備10年以内 (1年以内)	3年以内 1.7% 5年以内 1.9% 7年以内 2.2% 10年以内 2.5%	保証付き	https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/biz/shien/jigyosha/chushokigyosha.html	【担当部署】 商工観光課商工観光係 【電話】 028-675-8108 【メール】 syoukou@town.takanezawa.tochigi.jp
22	県北	行政	那須町	全段階	中小企業振興資金融資制度	制度融資	・町内中小企業者 ・町税完納者	・運転 1,500万円 ・設備 1,800万円 ・緊急景気対策特別資金 1,000万円	・運転 3年以内 5年以内 ・設備 5年以内 7年以内 10年以内 ・緊急景気対策特別資金 6年以内	・運転 3年以内 1.7% 5年以内 2.1% ・設備 5年以内 2.1% 7年以内 2.3% 10年以内 2.5% ・緊急景気対策特別資金 6年以内 1.2%	保証付き	https://www.town.nasu.lg.jp/0214/info-0000000420-1.html	【担当部署】 観光商工課 【電話】 0287-72-6918 【メール】 kanko@town.nasu.lg.jp
23	県北	行政	那須町	準備段階	中小企業振興資金融資制度	制度融資	・町内で創業する者または町内に事業所を有し創業後1年未満の者	創業支援(運転)500万円 創業支援(設備)500万円	・運転 3年以内 5年以内 ・設備 3年以内 5年以内 7年以内	・運転 3年以内 1.5% 5年以内 1.7% ・設備 3年以内 1.5% 5年以内 1.7% 7年以内 1.9%	保証付き	https://www.town.nasu.lg.jp/0214/info-0000000420-1.html	【担当部署】 観光商工課 【電話】 0287-72-6918 【メール】 kanko@town.nasu.lg.jp
24	県北	行政	那珂川町	準備段階	創業資金	制度融資	①町内で創業しようとする者 ②町内で創業から3年未満の者のうち、以下のいずれかに該当する者 ・那珂川町創業支援計画に位置づけられた特定創業支援事業を修了した者 ・那珂川町地域資源情報バンクに掲載された物件を取得又は賃借し、その物件を活用して事業を行おうとする者又は行っている者 ・法律に定めのある資格を有する者が、その資格を活用して創業する者又は創業した者 ・従前から事業を営み、新たな分野での事業を開始する者又は開始した者	500万円	7年以内 (1年以内)	・3年以内 1.4% ・5年以内 1.6% ・7年以内 1.8%	保証付き		【担当部署】 産業振興課 商工観光係 【電話】 0287(92)1116 【メール】 shoukou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp
25	県央	商工団体	県内商工会議所・商工会	創業初期	マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	制度融資	小規模事業者 ※詳細は管轄地区内の商工会議所・商工会にお問い合わせください。	運転・設備 2,000万円	10年以内(うち据置期間2年以内)	年2.6%(令和8年7月1日現在)	無担保・無保証	https://www.jfco.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html	【担当部署】 経営支援部 【電話】 028-637-3131 【メール】 keiei@u-cci.or.jp
26	県北	商工団体	那須塩原市商工会	創業初期	那須塩原市中小企業者事業資金 (通称：制度融資) (資金名：創業支援資金)	右欄の各項目に記載のとおり	那須塩原市に創業しようとする方、又は市内に事業所を有して1年未満の方 創業計画及び返済能力が確実であると認められる方	500万	3年又は5年	1.3% (3年) 1.5% (5年)	有		那須塩原市内金融機関 (農協、ゆうちょを除く) 那須塩原市商工会黒磯本所 那須塩原市商工会塩原支所 西那須野商工会
27	全県	金融機関	足利銀行	創業初期	あしぎん地域創生支援資金Ⅱ	制度融資	中小企業者として創業しようとするもの (創業5年以内の中小企業者を含む)	3,000万円	運転5年以内 (1年以内) 設備10年以内 (1年以内)	運転5年以内 (1年以内) 設備10年以内 (1年以内)	付保可		【担当部署】 営業戦略部 【電話】 028-626-0561 【メール】

(2) 融資・金融支援

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	資金名等	概要	対象者	限度額	融資(据置)期間	融資利率	信用保証	参考URL	問合せ先
28	全県	金融機関	栃木銀行	創業初期	創業支援融資「とちぎん創業たまご資金」	制度融資 日本政策金融公庫との協調融資条件	これから創業される方、創業後5年以内の方 日本政策金融公庫との協調融資	運転・設備資金 3,500万円以内	10年以内	当行所定利率	付保または付保無		【担当部署】法人営業部 【電話】028-633-1241(代表) 【メール】sougyou-support@tochigibank.co.jp
29	県央	金融機関	鹿沼相互 信用金庫	創業初期	創業資金「創世記」	創業・新事業にに必要な設備および 運転資金	創業・新事業・店舗改装を行う者。	運転・設備資金 ①(信用扱い) 1,000万円 ②(保証協会・不動産扱い) 3,000万円	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内) ※(計画書により10年以内) ※(運転・設備ともに保証協会付は 10年以内)	(固定) 5年以内 3.250% (変動) 5年以内 2.950% 7年以内 3.450% 10年以内3.950%	①無担保 ②付保付		【担当部署】業務統括部 【電話】0289-65-7423 【メール】gyoumu009@kashinkin.co.jp
30	全県	金融機関	栃木県信用保証協会	全段階	創業関連保証	全国統一の保証制度	創業予定者、創業後5年未満の中小企業者	運転・設備 3,500万円	運転・設備10年(据置1年以内)	金融機関所定利率	保証付き	https://www.cgc-tochigi.or.jp/	【担当部署】経営支援部経営アシスト課 【電話】028-689-9191 【メール】assist@cgc-tochigi.or.jp
31	全県	金融機関	日本政策金融公庫 宇都宮支店 佐野支店	全段階	新規開業・スタートアップ支援資金	創業時に利用できる融資制度	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備資金20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転資金 10年以内 (うち据置期間5年以内)	基準利率 特別利率	不要	https://www.jfc.go.jp/	【担当部署】宇都宮支店 【電話】0570-012903 【メール】knutsunomiya@jfc.go.jp 【担当部署】佐野支店 【電話】0570-015099 【メール】knsano@jfc.go.jp
32	全県	金融機関	日本政策金融公庫 宇都宮支店 佐野支店	全段階	生活衛生新企業育成資金 (振興計画認定組合の組合員の方)	創業時に利用できる融資制度	生活衛生関係の事業を創業する方又は創業後おおむね7年以内の方	【設備資金】 1億5,000万円 ～7億2,000万円 【運転資金】 5,700万円	設備資金20年以内 (5年以内) 運転資金10年以内 (5年以内)	基準利率 特別利率	不要	https://www.jfc.go.jp/	【担当部署】宇都宮支店 【電話】0570-012903 【メール】knutsunomiya@jfc.go.jp 【担当部署】佐野支店 【電話】0570-015099 【メール】knsano@jfc.go.jp
33	全県	金融機関	日本政策金融公庫 宇都宮支店 佐野支店	全段階	生活衛生新企業育成資金 (振興計画認定組合の組合員以外の方)	創業時に利用できる融資制度	生活衛生関係の事業を創業する方又は創業後おおむね7年以内の方	【設備資金】 7,200万円 ～4億8,000万円	設備資金20年以内 (5年以内)	基準利率 特別利率	不要	https://www.jfc.go.jp/	【担当部署】宇都宮支店 【電話】0570-012903 【メール】knutsunomiya@jfc.go.jp 【担当部署】佐野支店 【電話】0570-015099 【メール】knsano@jfc.go.jp
34	全県	金融機関	栃木県信用保証協会	全段階	スタートアップ創出促進保証	全国統一の保証制度	創業予定者、創業後5年未満の中小企業者	運転・設備 3,500万円	運転・設備10年 (据置1年または3年以内) ※申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする	金融機関所定利率	保証付き	https://www.cgc-tochigi.or.jp/	【担当部署】経営支援部経営アシスト課 【電話】028-689-9191 【メール】assist@cgc-tochigi.or.jp

(2) 融資・金融支援

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	資金名等	概要	対象者	限度額	融資(据置) 期間	融資利率	信用保証	参考URL	問合せ先
35	全県	金融機関	栃木県信用保証協会	全段階	創業等連携サポート制度	創業関連保証・スタートアップ創出促進保証制度に係る独自の保証料率割引制度	認定経営革新等支援機関により創業計画の策定支援を受けた者、日本政策金融公庫との協調融資により支援調達を行う者			金融機関所定利率	保証付き	https://www.cgc-tochigi.or.jp/	【担当部署】経営支援部経営アシスト課 【電話】028-689-9191 【メール】assist@cgc-tochigi.or.jp